

## 知っているようで本当は知らないEtc. ～『取引基本契約』と『個別契約』

モノの売買やサービスの提供など、取引を行う場合には、当事者間で契約が締結されます。一方、同一の取引先との間で継続的に取引を行う場合、当該取引先との間で「取引基本契約」を締結することが一般的と言えます。今回は、「取引基本契約」と「個別契約」について説明します。

### 1. 契約とは

中国と日本とを問わず、取引が行われる際には必ず契約が締結されます。契約とは、簡単に言うと、当事者間の約束で、双方の意思の合致によって成立し、双方の当事者が相手方の当事者に対して有する権利と義務が決められることを指します。

契約は、特別な内容の契約を除いて、当事者間の意思の合致のみによって成立するものであり、必ずしも契約書を作成する必要はありません。しかしながら、契約締結後における紛争を防止する目的や（紛争予防）、紛争が発生した場合における紛争の解決（紛争解決）のよりどころとするため、ビジネスにおいては、契約に際してその内容を明文化した契約書を作成することが一般的と言えます。

注意すべきは、ひとたびこの契約書が作成されると、事前に口頭での約束があったとしても、契約書の内容がこれと相反する場合には、紛争が発生した場合、証拠として証明力のある契約書に基づいて紛争解決が図られることにあります。そのため、契約書を作成する場合には、必ずその内容が口頭の約束を反映しているか否かを確認することが必要となります。

### 2. 『取引基本契約』と『個別契約』

上述のとおり、当事者間の取引には対応する一つの契約が存在することになります。したがって、同一の当事者間で継続的に複数の取引を行う場合においても、その取引に対応する複数の契約が存在することになります。このような場合に、これら複数の取引に共通する事項に関する当事者間の合意が「取引基本契約」となります。

一方、当事者間で行われる取引の目的物や数量、対価、納期などについては、取引ごとに確定されることとなります。このような取引の具体的事項に関する当事者間の合意が「個別契約」となります。したがって、当事者間の取引は、「取引基本契約」と「個別契約」に拘束されることとなります。

「取引基本契約」は継続的に行われる全ての取引に共通する事項に関する合意であり、紛争予防や紛争解決のよりどころとするために、「取引基本契約書」として明文化することが一般的です。一方、「個別契約」は、「取引基本契約」に規定される手続きに基づいて発行される発注書や請書によって内容が明確にされるため、これを契約書として明文化する必要性は乏しく、「個別契約書」が作成されることは多くありません。

### 3. 中国における注意事項

しばしば見受けられる例として、中国現地法人が、取引基本契約書がないままに、取引先との

発注書等の資料のやり取りのみで取引を行っていることがあります。この場合、上述のとおり、契約書が作成されなくとも契約は成立しますが、ひとたび当事者間で紛争が発生した場合には、紛争解決のよりどころがないため、いたずらに紛争が長期化したり、不利益に扱われたりすることが考えられます。取引を行う場合には、必ず合意内容が記載された契約書を作成すること、継続的な取引を行う場合には、少なくとも取引基本契約書を作成することが重要と言えます。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244